

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和元年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和元年12月9日(月) 開会：午前9時59分 閉会：午後 0時29分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議員提出議案第3号 最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書(案)の提出について
議案第48号 筑西市行政財産使用料等徴収条例の一部改正について
議案第49号 筑西市印鑑条例の一部改正について
議案第51号 筑西市職員の分限に関する条例の一部改正について
議案第52号 筑西市職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第53号 筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第55号 筑西市職員定数条例等の一部改正について
議案第59号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第8号)のうち所管の補正予算
議案第66号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第67号 筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第68号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	津田 修君	副委員長	三澤 隆一君			
委員	中座 敏和君	委員	稲川 新二君	委員	石嶋 巖君	
委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立をいたしております。

ひとつよろしく申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、初めに継続審査となっております議員提出議案を審査し、その後執行部に入室をしていただき、条例議案8案、補正予算議案2案について、所管部ごとに審査願いたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、議員提出議案第3号「最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の提出について」審査いたしたいと思えます。

申し上げます。

お手元に配付されていると思えますので、ちょっとごらんになっていただいて、前回ももう既にご配付されているものでありますからおわかりだろうと思えますが、1分間だけ読んでいただいて。

（「これ継続審議になっていたやつだっけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） そうです。ちょっと考えようということで、前回。

（「27円上がったんだよね」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） 849円の8倍は8時間労働で幾らになるのだ。これは1時間だろう、849円というのは。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）掛ける8、1日8時間労働。幾らなのだい、これ1日。それで、議案にも出たように……

○委員長（津田 修君） 27円増だから幾らだ、8時間にして。200円ぐらいか、1日。

○委員（尾木恵子君） 最低賃金時間だから、1時間って今。

○委員（赤城正徳君） 27円上げて849円に引き上げるというのだ。

○委員（尾木恵子君） 引き上がったでしょう。

○委員（稲川新二君） 10月から。

○委員（赤城正徳君） じゃあ、いかっぺよ。

○委員（尾木恵子君） いかっぺとはどういうこと。

○委員長（津田 修君） 何かご意見ございますか。

○委員（尾木恵子君） いかっぺというのはどういう意味のいかっぺ。

○委員（赤城正徳君） 賛成でということ。

○委員（尾木恵子君） 賛成ということ。

○委員（稲川新二君） それ以上に上げましょうという。

○委員（尾木恵子君） では、意見。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） よくない。だって、もうこれは意見書を読ませてもらって、これはわかりますよ。だから、これに基づいて、今国としては働き方改革の実行計画によって段階的に引き上げるような状況になれば上げているわけで、ことし今言ったように、引き上げ、この10月になったばかりでしょうよ、茨城県としても。

あとは、やっぱりこの事業者に対しての支援というものもちゃんとやっていかないと、従業員さんに払うほうの支援というものもやっていかないといけないので、その辺の両方をやっていくという部分で計画的にやるわけだから、ことしこういうふうにしたのだから早急というのも、段階を踏みながら平均的に1,000円の値をとという目標のもとやっているの、別に意見書を出さなくても国はもうこれ取り組んでいる最中だと思うので、必要ないかと思います、私は。意見です。

○委員長（津田 修君） 今こういうご意見なのですが、どうですか。何かございますか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 取り組んでいる最中ですけども、市議会としてこういう意見書を出すということには意義があるということで、これは出したほうがいいということで、賛成の立場です。

○委員長（津田 修君） 少しあってもよろしいだろうというふうなお話で、その2つありますので、挙手をちょっとお願いできますか。

それでは、賛成という方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（津田 修君） お二人ね。挙手少数。

それでは、本案は否決ということになりました。よろしく願いをしたいというふうに思います。

○委員（赤城正徳君） ちょっと委員長。継続ということはなくて否決か、それで終わりなの。わかりました。

○委員長（津田 修君） それでは、執行部にお入りいただきたいというふうに思います。

[執行部入室]

○委員長（津田 修君） それでは、おはようございます。よろしくどうぞお願いします。

それでは、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、市長公室です。議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第59号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決といたします。

それでは、秘書課から説明をお願いいたします。

鈴木秘書課長、よろしく申し上げます。

○秘書課長（鈴木敦史君） それでは、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、秘書課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄、雇用保険掛金受入金1万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、車両業務嘱託職員の雇用保険掛金の個人負担分の収入でございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、秘書事務費94万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、主に市

長用公用車の運転業務に当たる嘱託職員を雇用するためのものがございます。本年度の市長用公用車の運転業務につきましては、これまで再任用期間の終了した従前の運転手を臨時職員として雇用いたしまして、一般職員と調整をしながら業務に当たってまいりましたが、安全の確保が最優先の業務であり、今般運転業務経験のある者が見つかりましたので、嘱託職員として雇用するものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願ひます。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、ないということで、次にご説明を願ひます。おかわりいただきたいと思ひます。

○広報広聴課長（松村佐和子君） おはようございます。広報広聴課、松村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（津田 修君） それでは、広報広聴課から説明を願ひます。

松村広報広聴課長、よろしくお願ひします。

○広報広聴課長（松村佐和子君） それでは、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、広報広聴課所管のものについてご説明申し上げます。

8ページをお開き願ひます。8ページでございます。よろしいでしょうか。第3表、債務負担行為補正、1、追加、1行目、広報筑西印刷業務でございます。期間は令和2年度、限度額1,872万円に消費税額及び地方消費税を加算した額の範囲内でございます。これは、来年度に発行する「広報筑西ピープル」1日号と15日号を合わせて24回分の印刷業務につきまして、今年度中に契約、発注等を行う必要があるため、計上するものがございます。

次に、2行目、広報紙等配送委託、期間は令和2年度、限度額626万9,000円でございます。これは、広報紙など各自治協力員宅へ配送する業務を委託するものがございます。

以上、2件につきまして令和2年度当初より実施する必要がある業務であることから債務負担行為をお願ひするものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願ひます。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

それでは、おかわりいただき。

それでは、どうぞお座りください。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 企業誘致推進局長の里村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（津田 修君） それでは次に、企業誘致推進局から説明を願ひます。

里村企業誘致推進局長、お願ひいたします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） それでは、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、企業誘致推進局所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の22ページ、23ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でござ

います。款2総務費、項1総務管理費、目9企業立地促進費、節8報償費、説明欄の下から2番目の事業でございます。企業立地促進事業、8、報償費498万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。本市では筑西市企業立地促進条例に基づき、産業振興と雇用機会の拡大を目的といたしまして事業所等の新設または増設する事業者に対し、投下固定資産に係る固定資産税相当額を企業立地促進奨励金として交付しております。このたびの補正につきましては、最終年度となる株式会社マルイワに対する奨励金が663万9,800円、また今年度新たに対象となった株式会社安秀工業に対する奨励金が598万8,800円、合計で1,262万8,600円の奨励金交付が見込まれますことから、当初予算計上額764万5,000円との差額498万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が企業誘致推進局所管の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。

では、石嶋委員。お願いします。

○委員（石嶋 巖君） 本会議の中で株式会社マルイワの新規雇用が10名、そのうち市内4名、株式会社安秀工業の雇用が5名で市内が2名ということなのですが、この報償費の使われ方の後追いといいますか、そういうのはされているのかどうか、お聞きします。

○委員長（津田 修君） それでは、お答え願います。

里村企業誘致推進課長、よろしいですか。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） お答えいたします。

報償費の使い道についてでございますけれども、こちらは全て工場等の新設によりまして整備いたしました土地、建物、そして償却資産に係る固定資産税相当額ということでございますので、そちらに充てられているというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 済みません。充てられていると思うということなのですが、検証のほうはされていないということですか。

○委員長（津田 修君） 里村企業誘致推進課長、お願いします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 検証のほうはしてはございません。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、なしと認めます。質疑を終了いたします。

ここで執行部の入れかえをお願いします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは次に、総務部所管の審査に入ります。よろしくお願います。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷でございます。よろしくお願います。

○委員長（津田 修君） よろしくどうぞ。

それでは、議案第48号「筑西市行政財産使用料等徴収条例の一部改正について」審査を願います。

管財課から説明を願います。

大谷管財課長、お願いをいたします。

○管財課長（大谷公生君） 議案第48号「筑西市行政財産使用料等徴収条例の一部改正について」ご説明いたします。

主な改正点といたしましては、支所及び出張所の会議室の有効活用を図るため、地方自治法238条の4第7項の規定に基づく目的外使用として貸し出しできるよう目的外使用料の上限を定める別表を追加するものでございます。使用料の上限といたしましては、支所及び出張所の会議室1室1時間当たり400円を上限として規則で定めることとしてございます。

最後に、附則として施行日を令和2年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

石嶋委員。お願いします。

○委員（石嶋 巖君） この使用料なのですが、今までと今度上げるのとの差額はどのぐらいあるのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、ごめんなさい。よろしくどうぞ。

○管財課長（大谷公生君） お答えいたします。

使用料でございますが、今回3支所及び川島出張所の会議室を貸し出そうということで、初めてその貸し出しをするものですから、その上限額を定めるということですので、これまでの金額と差が生じるというものではございません。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 新たに貸し出すということなのですが、料金のほうはわかりました。それで、その使用に当たっての条件等はどういう条件がありますか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 条件でございますが、まず庁舎でございますので、庁舎管理規則に基づく条件というのと、あとお借りいただく方に関しては、市内の企業及び団体等を想定しているものでございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 大谷課長、支所ではないけれども、明野町上野土地改良区が入っているあの建物は、どのような状態で今市では貸しているのですか。それに伴って12月23日に土地改良区が合併して、職員から全部誰もいなくなってしまうのだけれども、今貸しておく使用料は幾らで貸しておくのだ、これは。

それを聞きたい。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、よろしくどうぞ。

○管財課長（大谷公生君） お答えいたします。

上野土地改良区の事務所でございますが、所管と申しますのが明野支所のほうでやっております、現在手元に資料がございませんので、幾らということは申し上げにくいのですが、その土地改良区の事務所に関しては、行政上でいうと普通財産という建物にございまして、一般に貸し出しが可能というものはございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それでは、12月23日に合併を目途として動いていて、23日には合併になると断言はできなくても、100%近く合併できるのだけれども、その後はあの建物というか、あれは市ではどのように考えている。

（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 議案の審議なので、議案に余り関係ないものは、この委員会で審議しなくていいのではないのかと思うので、その辺の進行をお願いします。

○委員長（津田 修君） わかりました。

それでは、その辺を。

○委員（赤城正徳君） お金のことは聞いたが、その後どういうふうにしているのだかということだけちょいと聞きたいのだ。

○委員長（津田 修君） お答えできますか。できたら簡潔にお願いします。

○管財課長（大谷公生君） お答えいたします。

合併後の施設の契約というか、使用に関してでございますけれども、12月23日に合併になって、その後ということですので、その点を踏まえて相談してどういうふうにしていくかというふうになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、稲川委員。

○委員（稲川新二君） 非常にこれ使う側としては画期的なことだと思うのですが、今後この条例が通った場合の市民の方へのアピール方法というか、そういったのを考えていますでしょうか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） この後の作業としましては、規則等の検討を行うとともに、市民への周知というのが必要になるかと思えます。考えられるものとしたしましては、広報紙への掲載であるとか、あとはホームページ等々で周知していこうというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○委員（稲川新二君） オーケーです。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

これより議案第48号の採決をいたします。

議案第48号「筑西市行政財産使用料等徴収条例の一部改正について」賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 挙手全員でございます。よって、本案は可決をされました。

それでは次に、議案第51号「筑西市職員の分限に関する条例の一部改正について」審査を願います。

まず、総務課から説明を願います。

中島総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長(中島国人君) おはようございます。総務課の中島でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第51号「筑西市職員の分限に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の条例改正につきましては、改正地方公務員法の規定による欠格事項及び会計年度任用職員制度にかかわる事項、その他事項について所要の改正をお願いするものでございます。

まず、第1条でございますが、市民病院職員が資格取得の際に休職を取得する旨を削除するものと地方公務員法の改正により欠格事由から法第16条第1号に規定する成年被後見人または被保佐人が削られることに伴い、法第16条第2号以降の号が繰り上がることから改正をお願いするものでございます。

次に、第2条でございますが、会計年度任用職員の休職の期間を地方公務員法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内とする条文を加える改正をお願いするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の第1条の施行期日は改正地方公務員法の施行期日に合わせるため令和元年12月14日に、第2条は令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(津田 修君) ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第51号の採決をいたします。

議案第51号「筑西市職員の分限に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 挙手全員であります。よって、本案は可決をされました。

次に、議案第52号「筑西市職員の旅費に関する条例の一部改正について」審査を願います。

続けて、総務課から説明を願います。

中島総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長(中島国人君) 続きまして、議案第52号「筑西市職員の旅費に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、改正地方公務員法の規定による欠格事項にかかわる事項、その他の事項について所要の改正をお願いするものでございます。

まず、第2条第1項第3号につきましては、条文本文中に国家公務員等の旅費の支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)の文言が数回記載されていることから、2度目以降の略称を支給規程とするものでございます。

次に、第2条第2項につきましては、医療職の給料表が削除されたことから改正をお願いするものでございます。

次に、第3条3項につきましては、地方公務員法の改正により欠格事由から法第16条第1号に規定する成年被後見人または被保佐人が削られることに伴い、法第16条第2号以降の項が繰り上がることから改正をお願いするものでございます。

次に、別表第2につきましては、先ほど第2条第1項第3号において支給規程を略称とするとしたため、改正をお願いするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例改正の施行期日は公布の日とするものでございますが、改正地方公務員法の施行期日に合わせる規定部分は、令和元年12月14日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） なしというご意見がございましたので、質疑を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたします。

議案第52号「筑西市職員の旅費に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございます。

次に、議案第55号「筑西市職員定数条例等の一部改正について」審査を願います。

続けて、総務課から説明を願います。

中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第55号「筑西市職員定数条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定による会計年度任用職員制度にかかわる事項、その他の事項について所要の改正をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、去る11月21日の全員協議会におきまして議員皆様にご説明したところでございますが、改めて改正の内容を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年に公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されます。これに伴い、特別職非常勤等の任用要件の厳格化による用語の改正、さらには会計年度任用職員制度の創設に伴う各種規定の整備が必要となったことから、関係する条例計8本の改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、主な用語の改正といたしまして、臨時に雇用される者とあるものを臨時的に任用される職員に改正し、制度創設に伴う主な改正といたしまして、会計年度任用職員を追加するものを初め、非常勤職員、嘱託員とあるものを会計年度任用職員に改正するなど、それぞれ条例本則に影響を与えるのではなく、用語の改正が主なものとなっております。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日は令和2年4月1日とし、第1条中第2条の改正規定等一部の改正につきましては公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、なしということで質疑を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市職員定数条例等の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本委員会は可決をされました。

次に、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

続けて、総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第59号のうち総務課所管の補正予算についてご説明いたします。

20ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款21諸収入、項5受託事業収入、目1総務費受託事業収入、節4選挙費受託事業収入といたしまして12万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳しくは歳出にてご説明いたします。

続きまして、24ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項4選挙費、目3諸選挙費、説明欄の村田村外三ヶ村土地改良区が明野町上野土地改良区を吸収合併することに伴い、総代の定数が10増となることから、欠員を補充するため補欠選挙の執行経費でございます。なお、執行に要する経費は全額土地改良区の負担でございます。

総務課所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、行政改革推進課から説明を願います。

松岡行政改革推進課長、お願いいたします。

○行政改革推進課長（松岡道法君） 行政改革推進課、松岡でございます。よろしく申し上げます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、行政改革推進課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、番号3番、住民情報システム改修支援委託でございます。期間は令和2年度、限度額は120万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。住民情報システム改修支援委託は、窓口における転入・転出、出生や死亡といったライフシーンに応じ必要な申請書、届出書などをシステムに取り込み、住所や氏名、生年月日といった共通した事項を書類ごとに記入していただくことなく、必要書類の作成を支援しようとするものでございます。来年1

月から運用を予定しております証明書交付窓口システムも同様のシステムのパッケージ版でございます。全ての書類を網羅することは困難であるとは想定しておりますが、証明書交付窓口システム同様に、マイナンバーを活用することなどにより書かない窓口、ワンストップサービスの一助となるものを期待しているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） システムを改修して利便性を向上するということなのですが、これはやっぱりマイナンバーが絡んでくるということで、流出の可能性あるいは成り済ましの可能性、こちら辺でのセキュリティはどのように考えているか、お聞きします。

○委員長（津田 修君） それでは、松岡行政改革推進課長、お願いします。

○行政改革推進課長（松岡道法君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの利用についても若干触れましたが、マイナンバーだけを利用するシステムではなく、聞き取りも含めたその記述、複数の申請書の記述を省略できるというところからスタートしていきたいというふうに思っております。行く行くはマイナンバーカードを利用することによって、基本的な情報をシステムのほうで読み取れるというふうに考えております。

また、議員さんのご心配のところですが、この手続につきましては、不在の時点で、職員が接することなくシステムを利用するというスタイルは今のところ想定しておりませんで、窓口で今までですとそんなライフシーンに合わせて複数の窓口を次々と歩かなければいけないといったそういう申請書の作成を1カ所で一定程度、全てとは申し上げませんが、一定程度の書類の作成を一つのワンストップでできることを想定しておりまして、基本は対面方式を想定しております。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、石嶋委員。

それでは、質疑を終結します。

それでは次に、管財課から説明を願います。

大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加、番号4、本庁・出先機関ごみ収集運搬委託、期間、令和2年度、限度額862万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、市の公共施設52施設から排出される一般廃棄物の収集を委託するものでございます。

番号5、本庁舎電話交換・庁舎案内委託、期間、令和2年度、限度額1,483万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、本庁舎の電話交換及び1階東西の案内業務を委託するものでございます。

番号6、コミュニティプラザ施設運営委託、期間、令和2年度、限度額1,000万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、スピカビル6階コミュニティプラザ、地下1階多目的スペース及び会議室の施設運営及び貸し出し管理を委託するものでございます。

番号7、下館庁舎駐車場管理委託、期間、令和2年度、限度額68万2,000円。これは下館庁舎、市民会館跡地及び武道館の駐車場の管理業務を委託するものでございます。

債務負担行為の説明は以上でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、22ページ、23ページをお開き願います。3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節1報酬、説明欄、車両運行管理費、報酬8万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは車両業務嘱託員が休日及び早朝の市バス運行にかかわる管理業務のために時間外が当初の予定より増加したため、時間外手当の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

次に、議案第66号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査を願います。

総務課から説明を願います。

中島総務課長、よろしくお願いたします。

○総務課長（中島国人君） 議案第66号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和元年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月22日に公布されたことから、本市におきましても一般職及び特別職の給与等について改定するため、追加議案として合わせて4つの条例改正をお願いするものでございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。主な改正点といたしましては3点ございます。まず1点目は、民間給与との格差を是正するため、行政職給料表を改正し、若年層職員の給料月額を平均0.1%引き上げるものでございます。これに伴い初任給につきましては、高卒2,000円、短大卒1,800円、大卒1,500円の引き上げとなります。

2点目は、賞与の支給率を一般職、特別職、任期付職員、それぞれ100分の5引き上げるものでございます。

3点目は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当額の上限を引き上げるものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細をご説明いたします。1ページをごらんください。職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条は、一般職に係る本年12月の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、2ページをお開きください。こちらは別表第2、行政職給料表の改正でございます。主に30歳代半ばまでの職員が在職する号給について200円から2,000円の範囲で引き上げるものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。第2条では、地方公務員法の改正に伴い成年被後見人等にかかわる欠格条項が削除されたため、当該条文を引用している規定について改正するものでございます。

第3条は、住居手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げて1万6,000円とし、住居手当額の上限を1,000円引き上げて2万8,000円とするものでございます。また、一般職にかかわる来年度以降の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第4条は、市長及び副市長に係る本年12月の期末手当の支給率を100分の5引き上げるもので、第5条は来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

続きまして、6ページをお開き願います。筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。第6条は、教育長に係る本年12月の期末手当の支給率を市長及び副市長と同じく100分の5引き上げるもので、第7条は来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第8条では、特定任期付職員及び一般任期付職員の給料表の一部を改正し、800円から2,000円の範囲で引き上げるものでございます。また、特定任期付職員に係る期末手当の支給率を100分の5引き上げるものでございます。

第9条では、特定任期付職員に係る来年度以降の期末手当の支給率を、同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

最後に、附則でございます。第1条は本条例の施行期日について規定しております。第2条は改正後の給与条例等の適用日を規定しております。第3条は改正前に支給される給与は、改正後の給与の内払いとする旨を規定しております。第4条は住居手当に関する経過措置を規定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 説明では、民間とのということでありましたが、民間はどういった民間を指しているのか、中身について伺います。1つ目。

2つ目は、市長、副市長、教育長なんかは上げなくてもいいのではないかというふうに思うのです。若年者、若年層の引き上げというのは、これはもっと引き上げてもいいのかなと思います。住宅手当も消費税10%になってあれですから、こちらも上げて、もっとその公務員の皆さん、若年層も含めて給料を上げるということには上げていったほうが良いというふうに私は考えます。とりあえず2点お願いします。

○委員長（津田 修君） それでは、中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島 国人君） まず1つ目が、民間はどのような民間でということでございますが、こちらは国の人事院勧告のほうで民間企業を指名しておりまして、それに伴って平均等を出しているのですが、そちらまでのどの企業になっているかというのは、私どもとしてはちょっと把握しておりません。

2点目の市長、副市長の給料は今回該当しなくてもよろしいのではないかとということでございますが、これにつきましても人事院勧告に伴いまして、今回特別職も該当しているという形になりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 職員の皆さんの給料も、市長のあれも100分の5と同率なのですが、再度になりますけれども、市長だの副市長は上げなくても、公務員の皆さんをもうちょっと上げたほうがいいのかなと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

市長を上げないとか、職員を上げないとかって……

（「職員のほうを上げる」と呼ぶ者あり）

○総務課長（中島国人君） （続）職員を上げるということですが、そこの裁量というものは、私どもとしてはございませんので、人事院勧告に基づきまして上げるものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかに。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この給料なのですが、職員の定期昇給というのは何級上がるのだね、1回に。1年。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質疑にご答弁します。

給料表を見ていただくとわかるのですが、一応通常の職員であれば4号という形になります。

以上でございます。

○委員（赤城正徳君） わかりました。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） はい。

○委員長（津田 修君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第66号の採決をいたします。

議案第66号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。よろしいですね。

次に、議案第67号「筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」審査を願います。

なお、総務課から追加資料をお手元に配付をいたしております。ごらんになっていただきたいというふうに思います。

それでは、総務課から説明を願います。

中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第67号「筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに創設される会計年度任用職員に係る給与、費用弁償等の事項を定め、制定するものでございます。

なお、これにつきましては、先ほどご説明いたしました筑西市職員の給与に関する条例に規定する内容を準用することから、あわせて追加議案として提出させていただいたものでございます。

それでは、主な内容についてご説明いたします。1ページをごらんください。第1章、総則でございます。第1条から次のページの第3条まで、法令に従い会計年度任用職員の給与等を条例で定めること、用語の意義、給与として支給する手当等の種類を規定しております。

続きまして、2ページ中段、第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。第4条の給料表については、11ページの別表第1にありますとおり、行政職給料表の1級と同内容の規定となっております。

続いて、第8条の地域手当、第9条の通勤手当、次のページに行きまして、第10条の時間外勤務手当、第11条の休日勤務手当、第12条の夜間勤務手当、第13条の宿日直手当について、それぞれ正規職員の給与条例を準用し、正規職員と同等の手当を支給する旨を規定しております。

続いて、4ページ中段、第15条では、任期が6月以上の会計年度任用職員に対し、期末手当を支給する旨を規定し、次の16条では、正規職員に準じて特殊勤務手当を支給する旨を規定しております。

続きまして、5ページの中段をごらんください。第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与でございます。なお、パートタイム会計年度任用職員の給与につきましては、地方自治法の規定により、報酬、期末手当及び費用弁償を支給することとされております。したがって、この後手当相当分の報酬を支給する旨の規定が出てまいりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

第19条では、月額、日額、時間額の報酬について勤務時間に応じた算出方法を規定しております。

次に、20条の時間外勤務に係る報酬、ページを返していただき、右側、7ページ、第21条の休日勤務に係る報酬、第22条の夜間勤務に係る報酬につきましては、正規職員と同等の手当相当分を報酬として支給する旨を規定しております。

次に、下段の第24条では、任期が6月以上の会計年度任用職員に対し期末手当を支給する旨を規定し、ページを返していただきまして、8ページ中段、第25条では、正規職員に準じて特殊勤務に係る報酬を支給する旨を規定しております。

続きまして、次のページ、9ページをごらんください。中段の第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償でございます。第29条では、通勤に係る費用弁償として正規職員と同等の手当相当分を費用弁償として支給する旨を規定しております。

続きまして、次のページ、10ページ、第5章、雑則でございます。こちらには勤務の特殊性等を考慮した給与等について規定しております。

最後に、附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 7ページの23条なのですが、50銭未満という表現がありますが、これ最低

通貨1円単位なのですけれども、まさにいまだにこの50銭、銭という単価というか、単位が生きているのかなと思ってびっくりして見させていただきました。

それと、この会計年度任用職員に関してですが、これは1年の雇用の、1年間での雇用ということで、これが固定化されるかどうかということをお聞きいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） まず1つ目が、単位が1円以下の銭ということでございますが、こちらにつきましては、国のほうで定めたもの等で同じように対応しているものでございますので、ご理解願いたいと思います。

あと、2点目の1年間固定化しているのかということでございますが、これにつきましては、会計年度任用職員というものは一応年度で雇用とすることでございますので、次の年度にまた新たな雇用、業務があれば、引き続き雇用することは可能かと思われまますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

それでは、ほか。

中座委員、お願いします。

○委員（中座敏和君） 正規の職員さん、あとフルタイム任用職員さんとパートタイム任用職員さんの給料がだんだん同じようになっていくということだと思っておりますが、これによって仕事の内容的なものは明確に決められているかどうかというのわかりますか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） ご質疑にご答弁申し上げます。

正規職員と会計年度任用職員の仕事の差でございますが、会計年度任用職員につきましては、一般職の補助というふうに明確に定めておりますので、基本的には正職員の補助をするという立場のものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号「筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第68号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

それでは、中島総務課長、説明をお願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 引き続きまして、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、総務課所管の補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開き願います。一般会計にかかわる職員給与関係経費について、一部の科目を除き減額補

正をお願いするものでございます。令和元年度当初予算における職員給与関係経費につきましては、平成31年1月1日の現員現給をもとに編成しておりますので、平成31年4月1日付定期人事異動等による影響額を調整させていただくものでございます。

また、今回の補正予算には令和元年人事院勧告に伴う給与改定の影響額も見込んでおります。

12ページ以降、科目別説明がございしますが、こちらは割愛させていただき、一般会計トータルの説明をいたしますので、20ページをお開き願います。今回の補正予算にかかわる給与費明細書でございます。こちらは特別職の明細になりますが、下段の比較欄の合計をごらんいただきますと、長等、市長、副市長、教育長で12万3,000円の増、議員が112万7,000円の減、差し引き100万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。この要因につきましては、増額分が給与改定に伴う期末手当の支給率の引き上げによるもの、減額分が副市長の選任、議員改選等による影響によるものでございます。

次のページ、22ページをお開き願います。こちらは一般職の明細になりますが、上の表の3段目、比較欄の合計にありますとおり、2億4,985万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、24ページをお開き願います。こちらは一般職にかかわる給料及び職員手当の増減額の明細でございます。内訳ですが、給料につきましては給与改定に伴う増減分が407万4,000円の増、その他増減分が9,738万3,000円の減、差し引きまして9,330万9,000円の減額補正となります。

なお、給与改定分につきましては、人事院勧告に伴う給料表の改正により、若年層職員の給料月額が平均0.1%引き上げられたことによるものでございます。

次に、職員手当ですが、制度改正に伴う増減分が1,562万3,000円の増、その他の増減分が1億3,803万2,000円の減、差し引きまして1億2,240万9,000円の減額補正となります。

なお、制度改正分につきましては、人事院勧告に伴い賞与の支給率が0.05月分引き上げられたことによるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 25ページの説明欄なのですが、給料も手当もそうなのですが、職員の退職で減額になるというのはわかるのですが、この異動等にかかわる分でも減額が生じるかどうか、その点伺います。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

異動等でも減額が生じる場合があります。これの内容といたしましては、高額の給料をもらっている方が、今度新しい新たな職員を採用した場合など、給与額の差がある若年層が採用されたようなときの場合、差が出ますので、その分減額になる可能性はございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（津田 修君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で総務部所管の審査を終わります。

執行部の入れかえをお願いします。

どうですか、お休みとりますか。

それでは、暫時休憩します。

[総務部退室。企画部入室]

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 23 分

○委員長（津田 修君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

箱守委員、出席をいたしました。

それでは次に、企画部所管の審査に入ります。よろしくをお願いします。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

企画課から説明を願います。

島村企画課長、お願いいたします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書8ページをお開き願いたいと存じます。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。これからご説明いたします業務につきましては、令和2年度当初から委託等の業務が始まることとなりますことに伴いまして、令和元年度中に契約等の事務処理を行う必要がございます。したがって、債務負担行為の設定が必要となり、今回補正として上げさせていただいたものでございます。

まず、中段の番号8番、ふるさと納税管理システム保守委託から番号11番、ふるさと納税代理収納使用料、こちらにつきましては、ふるさと納税の管理システムや募集用インターネットサイトの使用、また寄附金のクレジットカード決済等の代理収納等に要する経費の契約に伴うものでございます。

続きまして、12、広域連携バス運行委託でございます。期間は令和2年度、限度額は1,553万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。下館駅北口と筑波山口とを結ぶ広域連携バスの運行业務を委託するものでございます。

続きまして、13、地域内運行バス運行委託でございます。期間は、先ほどと同じく令和2年度、限度額は1,768万8,000円に消費税額等を加算した額の範囲内でございます。こちらは、下館駅と筑西遊湯館とを結ぶ地域内運行バスの運行业務を委託するものでございます。

続きまして、14、道の駅循環バス運行委託でございます。期間は令和2年度、限度額は1,604万円に消費税額等を加算した額の範囲内でございます。下館駅と道の駅グランテラス筑西とを循環するバスの運行业務を委託するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。18ペ

ージ下段になりますけれども、款18寄附金、項1寄附金、目11ふるさと納税寄附金、19ページに移りまして、節1ふるさと納税寄附金につきまして増額が見込まれますことから1,800万円を増額するものでございます。内訳でございますが、用途を指定しない一般分が720万円、用途指定分が1,080万円でございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。3の歳出でございます。まず22ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、23ページに移りまして、説明欄、基金管理費に1,080万円の増額をお願いするものでございます。先ほどご説明いたしましたふるさと納税の用途指定分の増額分を地域づくり振興基金及び板谷波山記念館施設整備等事業基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、22ページに戻っていただきまして、目6企画総務費、23ページに移りまして、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務費）で760万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、筑西広域市町村圏事務組合におきます事務局、それと筑西遊湯館関係職員の人事異動に伴いまして職員給与関係経費が減額となりますことから分賦金を減額するものでございます。

同じく説明欄、ふるさと納税推進事業に1,431万5,000円の増額をお願いするものでございます。ふるさと納税の増額が見込まれますことから、寄附者に対します返礼品に要する経費ですとか、決済手数料などを増額するものでございます。

続きまして、22ページ、目7地方創生費、23ページに移りまして、説明欄、定住促進住宅取得支援事業に4,180万円の増額をお願いするものでございます。こちらの事業は、若者・子育て世代住宅取得奨励金及び多世代同居住宅取得等奨励金の2つの事業で構成されてございます。今年度のこれまでの申請ペースで推移してまいりますと、予算の不足が見込まれますことから今回増額をお願いするものでございます。その増額の内訳でございますが、まず若者・子育て世代住宅取得奨励金では、10月末現在165件の申請をいただいておりますけれども、今回133件分、6,650万円の増額をお願いするものでございます。また、多世代同居住宅取得等奨励金でございますが、10月末日現在12件の申請をいただいておりますが、今回12件分、240万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。まず、28ページでございます。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、そのまま29ページに移りまして、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（公園）、こちらに290万円の増額をお願いするものでございます。筑西広域市町村圏事務組合におきます県西総合公園関係職員の人事異動等に伴いまして職員給与関係経費が増額することに伴いまして、分賦金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 23ページのふるさと納税推進事業で返礼品というお話ありましたがけれども、返礼品の選定はどのようにされているか、お聞きします。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

返礼品の選定でございますけれども、まず今年度におきまして企画員会議に、市役所の各部から1名ずつ選出されている職員で構成されておりますけれども、その企画員会議におきまして、全庁的に新たな返

礼品の選定を行いました。これに基づきまして各事業者さんのほうと交渉いたしまして、実現の可能なものから順次返礼品に追加をしているところでございます。

また、これまでにつきましても市内の各事業者の方と交渉いたしまして、市内の特産品を中心に返礼品としてラインナップにそろえているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（津田 修君） 三澤副委員長。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。まず、23ページの目7の地方創生費、それで説明欄の定住促進住宅取得支援事業なのですが、先ほどご説明いただいたのですけれども、もうちょっと詳しくお伺いしたいのですけれども、この対象物件、支援の条件というのはどういったものがあるか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、対象物件、支援の条件等についてご説明申し上げます。

まず、対象となる物件でございますけれども、若者・子育て世代住宅取得奨励金につきましては、新築住宅と中古住宅が対象となっております。それから、多世代同居住宅取得等奨励金につきましては、新築住宅及び中古住宅に加えまして、増改築リフォーム等も対象としているところでございます。

続きまして、対象者について申し上げます。まず、若者・子育て世代住宅取得奨励金でございますが、18歳以下おおむね高校生相当以下のお子様のいるご家庭が対象になってございます。それから、お子様がいらっしゃらない場合には、夫婦とも40歳以下を年齢要件としているところでございます。

ちなみにお子様がいる場合には、親世代の年齢については現在、年齢制限はなしとさせていただいているところでございます。

また、多世代同居住宅取得奨励金につきましては、子世代が転入をしてきて親世代と同居をするという場合に交付の対象となっております。この場合に交付対象者となるのは、家屋の所有者というふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

三澤副委員長。

○委員（三澤隆一君） そうすると、奨励の金額なのですけれども、これどのぐらいの金額と、あと先ほどちょっと説明あったのですが、何件分ぐらいだかちょっと教えていただきたい。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

まず、若者・子育て世代住宅取得奨励金から申し上げます。こちらにつきましては、1件当たり一律50万円の支給となっております。まず、当初予算では220件を見込んでいたところなのですが、最終的に298件ほどの申請が現在見込まれているところでございます。

続きまして、多世代同居住宅取得等奨励金につきましては、当初予算で10件を見込んでおりましたところでございますが、最終的に24件ほどの申請が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○委員（三澤隆一君） 1つだけ、では。これふえる見込みだということなのですが、この見込み、ふえるその理由というか、根拠というか、条件というのですか、理由というのがもしわかればそこだけ教えていただきたい。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

まず、これは推測になるのですけれども、特に調査したわけではないのですが、推測といたしましては、今年度の消費税の増税に伴いまして契約件数がふえたことが例年に増して今現在申請が伸びている一つの要因になっているというふうに分しているところでございます。

以上でございます。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明をお願いします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課の板橋と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（津田 修君） それでは、財政課から説明をお願いします。

板橋財政課長、よろしく申し上げます。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、財政課の所管の補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2の歳入でございます。下のほうになるのですが、款18項1 寄附金、目2 節1 総務費寄附金、説明欄、総務費寄附金に69万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは台風19号に対して友好都市の高梁市からいただきました見舞金などでございます。

次に、一番下になるのですが、款20項1 繰越金、ページを返していただきまして、目1 節1 繰越金、説明欄、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために1,925万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目16 諸費、説明欄、償還金に6,709万9,000円の増額をお願いするものでございます。過年度分の国庫支出金や県支出金について超過交付された額を返還するための増額補正でございます。また、補正額の財源欄のとおり、財源としまして県の農地集積協力交付金補助金100万円と、それから身近なみどり整備推進事業費補助金58万2,000円についての個人からの返還金を見込んでいるところでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。款9 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費、説明欄、令和元年台風19号被害対策事業につきましては、補正額の財源内訳のとおり、先ほど歳入でご説明しました台風19号被害に対する見舞金としていただきました総務費寄附金69万7,000円を財源充当する補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

板橋財政課長、よろしく願います。

○財政課長（板橋 勝君） では、議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1基金繰入金、説明欄、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために2億7,428万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で議案第68号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第68号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員であります。よって、本案は可決をされました。

以上で企画部所管の審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。ありがとうございます。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、税務部所管の補正予算について審査を願います。

それでは、収税課から説明を願います。

磯収税課長、よろしく願います。

○収税課長（磯 成夫君） 収税課の磯です。よろしく願います。申しわけございませんが、着座にて説明させていただきます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、3件の追加でございます。本件は令和2年4月1日から執行を要するため、令和元年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

番号15、市税コンビニ収納委託です。期間は令和2年度、限度額は541万5,000円に消費税額及び地方消

費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、市税を365日24時間、全国のコンビニエンスストアで納付可能にすることで、納税者の利便性の向上及び市税収納の確保を目的としております。委託内容は、コンビニエンスストアでの市税の収納、収納した市税の市への送金等を市指定金融機関株式会社常陽銀行に委託するものです。

次に、番号16、市税公金収納情報データ化委託です。期間は令和2年度、限度額は444万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、各種金融機関、市役所等で納付された市税の情報を迅速かつ正確に把握することで、市民サービスの向上を図ることを目的としております。委託内容は、市税の領収済み通知書のデータ読み取り及び消し込みデータ作成等を市指定金融機関株式会社常陽銀行に委託するものです。

次に、番号17、証明書（税証明）コンビニ交付委託です。期間は令和2年度、限度額は1万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、税証明を全国のコンビニエンスストアで交付可能にすることで、市民の利便性の向上及び市民サービスの向上を図ることを目的としております。委託内容は、個人番号カード利用による申請において、専用回線を使用したネットワークによる税証明等のコンビニ交付を地方公共団体情報システム機構に委託するものです。

収税課所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

それでは、尾木委員、お願いします。

○委員（尾木恵子君） 済みません。市税のコンビニ収納の委託なのですが、ちょっと聞きたいのは、まずその税の収納方法を幾通りかあるかと思うのです。コンビニ交付、あと通帳引き落としなど、正確には幾つありますか、その方法。

○委員長（津田 修君） それでは、磯収税課長、よろしくお願いします。

○収税課長（磯 成夫君） 尾木委員の質疑に答弁いたします。

税の納税方法につきましては3種類ございまして、まず口座振替による方法が1つ。2点目につきましては、公金収納といまして、金融機関等での収納。3点目につきましては、コンビニエンスストアでの収納の3通りとなっております。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回はコンビニエンスストアのことでここに書かれて、債務負担行為が書かれているのですが、コンビニエンスストアにお願いした部分というのは、かなりこの3通りの中でもそのコンビニエンスストアに委託するという部分は有効ですか、かなり。その辺どのように見ているのか。

○委員長（津田 修君） それでは、磯収税課長、お願いします。

○収税課長（磯 成夫君） 尾木委員の質疑にお答えいたします。

コンビニエンスストアの収納が有効かどうかにつきましては、平成30年のその3通りの実績につきまして申し上げます。まず、3通りの期別当たりの納付件数が33万3,203件でございます。そのうちコンビニエンスストアでの納付につきましては、平成30年度実績が8万5,535件、3通りの割合からしますと、コンビニエンスストアでの割合が25.7%となっております。

（「ほかわかればお願いします」と呼ぶ者あり）

○収税課長（磯 成夫君） （続）一般納付書での公金収納の納付につきましては17万8,555件、割合としますと53.6%となっております。

もう1点、口座振替につきましては6万9,113件で、20.7%という割合になってございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） こちら側というか、収税課のほうとしてはこういう数値が出たということなのですけれども、一応その金融機関が一番利用率が高いという感じなのですけれども、何を本当は進めたいのですか。口座振り込みが確実なんでしょうけれども、そういう一番これでというのがあれば、それに対して市民にもっと啓発をするべきかと思うのですけれども、なんとなくやっているような気がするのですけれども、その辺はどういうふうに捉えてやっているのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、磯収税課長。

○収税課長（磯 成夫君） 尾木委員の質疑にお答えいたします。

収納方法につきましては、その各方法につき料金が発生します。その料金がコンビニエンスストアでは57円、口座振替につきましては1件当たり10円、銀行では1件当たり18円という金額となっております。コンビニエンスストアでは平成24年から開始されて、徐々にふえていっている状況でございますが、固定資産税の前納報奨金が廃止されたとか、あとは納税環境の変化に伴いましてコンビニ納付の割合が徐々に年々ふえていっているところでございます。その分口座振替と一般納付につきましては減少しているという状況でございますので、時代の変化とともに今後はコンビニ納付がふえていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい、いいです。

○委員長（津田 修君） それでは、よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今説明を聞いて、コンビニ納付がふえていくのかなということですがすけれども、コストがやっぱり一番かかって、57円ということがかかっているということで、それでコンビニ納付、市税をコンビニエンスストアで市民の方が払ってくれました。それから、そのお金、市税の流れ、どういうふうな流れで収税課というか、市に入るのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、ご説明いただけますか。磯収税課長。

○収税課長（磯 成夫君） ただいまの質疑にお答えいたします。

税金の流れにつきましては、まず3通りの方法で納めていただいたものが銀行のほうで、常陽銀行のほうで取りまとめていただき、常陽銀行のほうからデータでもって市税のほうに流れてきまして、税金が納められた場合にはその税金が消し込みといたしまして、収納されるというような流れとなっております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。石嶋委員、わかりますか。

○委員（石嶋 巖君） データで流れてくるということなのですが、つい最近も神奈川県で大量のデータが盗難されたという事件が起きましたけれども、データでのやりとりですからその間での事故をなくす

ためのその対策というか、どういう対策をとられているか、お聞きします。

○委員長（津田 修君） 磯収税課長、お願いします。

○収税課長（磯 成夫君） ただいまの質疑にお答えいたします。

セキュリティに関しましては、各委託業者さんのほうに依頼してお任せしておりますので、その辺はきちんと確実な方法をとっているかと思えます。

○委員長（津田 修君） それでは、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 委託している、それで確実な方法がとられていると思えますということで、確信的な返答ではないかと受けとめたのですが、やはり個人データは本当に大事な点ですので、そのセキュリティをやっぱり常に、人間がやることですから、高める取り組み、検証する取り組みというのが必要かというふうに思います。

○委員長（津田 修君） では、よろしいですね、それは。お答えはよろしいですね。

○委員（石嶋 巖君） はい、いいです。

○委員長（津田 修君） それでは、赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 筑波銀行明野支店がこの13日で閉鎖してしまう。それで、それに伴って口座から引き落としていた人はどのようになるのでしょうか。

○委員長（津田 修君） それでは、磯収税課長、お願いします。

○収税課長（磯 成夫君） ただいまの質疑にお答えいたします。

筑波銀行明野支店が閉鎖ということなのですけれども、それに伴いまして口座自身がなくなるということとはございませんので、大丈夫だと思います。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、まとめて常陽銀行がやるの。

○委員長（津田 修君） もう1度ちょっと赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だから、筑波銀行がなくなってしまふから、委託先は今度常陽銀行に頼むというのだべ。だから、常陽銀行が全部そういう閉鎖された銀行のもやるということ。

○収税課長（磯 成夫君） お答えいたします。

常陽銀行が各金融機関の取りまとめ機関となっておりますので、影響はないものと思っております。

○委員長（津田 修君） それでは、よろしいですね。

質疑を終結いたします。

それでは、執行部の入れかえをお願いします。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、始まる前にご意見をお伺いしたいのですが、ちょっと時間が過ぎてしまうのです、12時ね。続けてやっつけてしまいますか。よろしいですか、15分だったら。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） （続）その辺ご理解いただいて、続けてやっつけてしまうということでひとつご了解をいただいたというふうに思います。

それでは、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第49号「筑西市印鑑条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、市民課から説明をお願いします。

板谷市民課長、よろしくお願いします。

○市民課長（板谷典子君） 市民課長の板谷です。よろしくお願いいたします。説明につきましては着座にてさせていただきます。失礼します。

○委員長（津田 修君） ちょっとマイクうまく使ってね。

○市民課長（板谷典子君） はい。議案第49号「筑西市印鑑条例の一部改正について」ご説明いたします。

市民課窓口において個人番号カードを利用して簡単な操作で証明書の交付申請をすることができる窓口システムの運用を来年1月14日から開始する予定としております。これに関連して筑西市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

まず、第12条第1項につきましては、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合の申請方法に、印鑑登録者が申請補助端末機に個人番号カードをセットし、証明書の申請をすることができるようにすることを追加するものです。

次に、第12条第3項につきましては、第1項の改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定するを削除する」ものです。

なお、附則につきましては、この条例改正の施行期日を公布の日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。

石嶋委員、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） 印鑑証明等が簡単な手続で発行できるという説明がありましたけれども、余り簡単にすると成り済ましとか、紛失、盗難とか、流出するような可能性があるのかなというふうに危惧しておるのですが、そこら辺プライバシーの侵害等の危険なんかに対するセキュリティーはどのようにされているのか伺います。

○委員長（津田 修君） それでは、板谷市民課長、お願いいたします。

○市民課長（板谷典子君） 窓口システムについての安全性の問題なのですが、このシステムはコンビニ交付サービスのシステムを利用して行うものです。個人番号カードに標準で掲載されています公的個人認証の機能を利用して印鑑登録をした本人であることを確認できることを担保として、印鑑登録証明書を交付するものです。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） 済みません。その個人を確認するというのはどういうふうなあれで確認するのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 申請につきましては機械のほうで行いますが、交付のほうは職員が手渡しでお渡しすることになっておりますので、その際にご本人であることを確認させていただきながら交付する、お渡しするということになるかと思っております。

○委員長（津田 修君） それでは、部長、お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） 今回窓口システムにつきましては、今課長から申し上げましたとおり、

コンビニ交付システムの機能とほぼ同じものを使うこととなります。コンビニ交付システムにおきましては、マイナンバーカードを用いて申請することになると。マイナンバーカードというのは、そもそも本人しか使えないというものでございますので、本人がそのカードを持参して窓口を設置しました端末機を操作して申請をするということになりますので、そもそも本人以外操作はできないということになりますので、その時点で安全性は担保されているというふうなことはできると思います。

以上です。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかに。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 説明では本人しか使えないという説明なのですが、そこで担保されているということなのですが、その成り済ましとかそういうのは防げるのですか。

○委員長（津田 修君） 鈴木市民環境部長、お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） 公的個人認証のシステムを使うに当たりましては、カード交付時に設定をすることになります暗証番号を端末機のほうに入力しないと使えないということになりますので、例えばそのマイナンバーカードが誰かに盗難されて端末機に置かれたとしても、暗証番号自体をなかなか聞き出すというのは難しいと思いますので、いわゆるその本人、カード自体は本人しか使えないということと、あと仮にほかの人にとられたとしても暗証番号の入力をするというハードルがありますので、その時点で成り済ましというのは難しいと。さらに、カードが盗難されたということが、もともとのカード所有者が判明した場合には、J-LISのほうに連絡をして、そのカード自体の運用をすぐさまとめることはできますので、そういった点でもセキュリティは担保されているというふうに考えております。

○委員長（津田 修君） それでは、最後にしてください。

○委員（石嶋 巖君） 暗証番号は何桁なのですか。

○市民課長（板谷典子君） 暗証番号は4桁です。

○委員（石嶋 巖君） 4桁。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 済みません。今マイナンバーカード、コンビニ交付のシステムを使うということで、本会議でも質疑があったように、コンビニエンスストアではそのマイナンバーで証明がとれると。だけれども、窓口においてはそれだけでは証明がとれないということに対してはどうだったのですか、回答は。確認。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。どちら。

板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） マイナンバーカードをお持ちであれば窓口でカードを出して、それだけで証明書がとれないかというようなご質疑を小島議員さんからいただいたのですが、そのためには課題が幾つかありましてということで、印鑑登録証は本人1枚しか交付できないということで、今現在の印鑑証明書を回収しなくてはならないという状況であるとか、ご本人しか使用できないことであるとか、申請した上でカードの暗証番号を入れていただくことが必要になるということなどから、いろいろな課題がありますので、以前に見送った経緯がありますので、今回は窓口システムを利用するというので、それを代替するというにいたしました。

○委員長（津田 修君） 鈴木市民環境部長。ちょっとお二人ともあれなのだけれども、後ろもいるからマイクちゃんとうまく使って。

○市民環境部長（鈴木建國君） 失礼しました。そもそも印鑑登録証明書を発行するに当たりましては、総務省のほうから全国に配付されております印鑑登録事務処理要領というものにのっとって事務処理を進める必要があります。この事務処理要領上は、印鑑登録証明書を発行するには、本人もしくは代理人が窓口に来て印鑑証明書を掲示しなければならないということが定められております。なので、マイナンバーカードを持ってきたとしても、マイナンバーカードは印鑑証明書ではないことから、たとえ本人確認ができたとしてもそれはできないと。印鑑登録証明書の交付はできないということになります。

今回コンビニ交付システムや、あとはその今回改正をお願いしております窓口のその申請補助端末につきましては、マイナンバーカードの中に公的個人認証の機能が備わっているということから本人確認が確実にできるということから、総務省のほうでもそれについては例外ということで、印鑑登録証明書がなくても印鑑証明書を出していいですよということは、その事務処理要領上規定されておりますので、そういったことを用いて住民の利便性も上がるということで、コンビニ交付や申請補助端末の導入を進めたいというふうに考えているところです。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） これは全国どこの市町村もその要領でやっているということなので、筑西市だけが特殊にやっているわけではないということ、もちろん理解はさせていただきますので、その辺よく、市民の方も多分何でという思いがあるかと思うので、もうちょっと市民の方にもこういうことだというのを理解してもらわないと、ちょっといろいろ市のほうが言われてしまうのではないかというふうに思うのですけれども、その辺では今度はそのマイナンバーカードを持っていれば大丈夫だということの理解でいいですか。今の最後の部分の要領にそういうふう書いてあるという部分は。

○市民環境部長（鈴木建國君） コンビニ交付システムもしくは申請補助端末を使って印鑑証明書を申請いただく場合には、印鑑登録証はなくても、市民カードはなくても、それは申請することができます。

○委員（尾木恵子君） わかりました。

○委員長（津田 修君） よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「筑西市印鑑条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第53号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長、よろしく願いをいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課、青木でございます。説明については着座にてご説明させていただきます。

議案第53号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布されたことに伴い、筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除し、その他所要の改正をするものでございます。

具体的には、条例第4条第1号を削除し、同条第2号の「禁錮」の振り仮名を削除、同号を同条第1号とし、同乗第3号中、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同乗第3号と改めます。

また、第5条第2項第1号中、第3号を第2号に改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を令和元年12月14日とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

質疑なしでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決をされました。

次に、議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

まず初めに、市民課から説明を願います。

板谷市民課長、よろしくお願いをいたします。

○市民課長（板谷典子君） よろしくお願いたします。説明につきましては着座にてさせていただきます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加、番号18、証明書（住民票・印鑑証明）コンビニ交付委託でございます。期間は令和2年度、限度額は301万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、証明書（住民票・印鑑証明）コンビニ交付委託は、証明書のコンビニ交付サービスにおきまして、地方公共団体情報システム機構への証明書交付センター運営負担金とコンビニエンスストア事業者への証明書発行の委託手数料でございます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金としまして420万円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、項3委託金、目3民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄6、年金生活者支援給付金事務委託金としまして41万1,000円の補正をお願いするものでございます。本年10月1日の消費税引き上げに伴い、年金生活者支援給付金制度が始まりました。この給付金の事務を行うに当たり、処理件数に応じて日本年金機構から交付される委託金でございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、次ページ、24、25ページの説明欄1行目、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業につきまして、264万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、マイナンバーカードの普及推進のために国が想定した交付枚数に沿って策定した筑西市マイナンバーカード交付円滑化計画に取り組むため、交付体制の整備や普及推進に必要となる経費について増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、休日開庁や木曜延長、カードの交付前事務等に係る職員の時間外手当として102万2,000円を計上しております。

次に、窓口でのカード申請や交付事務、企業や自治会への出張申請の際の補助事務のために、1月から3月まで臨時職員を2名雇用するための費用として共済費、賃金、旅費合わせて101万9,000円でございます。

さらに、広報や申請交付のための消耗品として14万2,000円、マイナンバーカードを受け取りに来ていない方への再通知や本人限定受取郵便で送付するための郵送料として45万8,000円を計上しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、環境課から説明を願います。

仁平環境課長、よろしくお願いいたします。

○環境課長（仁平正幸君） 環境課の仁平と申します。よろしくお願いいたします。説明は着座にて行わせていただきます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開き願います。債務負担行為でございます。上から1行目の公共用水域等水質分析委託、限度額285万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、茨城県公共用水域水質測定計画に基づき、五行川、大谷川の常時監視業務と市内9河川の水質検査業務を委託するものでございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託、限度額1億2,240万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出されたごみの収集及び環境センターまでの運搬業務を委託するもので

ございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、限度額62万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出せない粗大ごみを戸別に収集し、環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

続きまして、資源ごみ収集運搬委託、限度額7,722万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、リサイクルステーションに出された資源ごみの収集及び買い取り業者までの運搬を委託するものでございます。

続きまして、違反ごみ収集運搬委託、限度額370万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、ごみ集積所に出された違反ごみ等の回収及び道路、公園など公共区域に不法投棄された散乱ごみの回収、及び環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

以上が環境課所管の事項でございます。いずれの業務も新年度当初から業務委託を開始する必要があることから、今年度中に契約手続を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境衛生費、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（火葬場）、負担金補助及び交付金でございます。こちらは筑西広域市町村圏事務組合（火葬場）の運営に係る分賦金でございます。職員の昇格に伴い関係経費に変更が生じたことから、32万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（じみ・し尿）、負担金補助及び交付金でございます。こちらは筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営に係る分賦金で、職員の人事異動に伴い関係経費に変更が生じたことから、438万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長、よろしくお願いをいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課長、青木でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明いたします。

歳出でございます。28、29ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（消防）でございます。こちらは、筑西消防署川島分署建設事業工事の工期延長に伴い、令和元年度の工事費が減額になることから、筑西広域市町村圏事務組合市町村分賦金を7,415万2,000円減額補正するものでございます。

消防防災課所管の補正につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。よろしいですか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、市民安全課から説明をお願いします。

西秋市民安全課長、よろしくお願いをいたします。

○市民安全課長（西秋 透君） 市民安全課、西秋です。どうぞよろしくお願いをいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正で、番号24番、9ページになります。運転免許自主返納支援補助金、限度額34万7,000円でございます。運転免許自主返納支援事業を4月1日以降も引き続き実施するに当たり、実施主体である筑西地区交通安全協会への補助金交付にかかわる事務処理を本年度中に完了する必要があることから、債務負担行為の議会承認をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。よろしいですか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この24番の運転免許証の自主返納支援補助金ということなのですが、具体的にどのような支援をされているか、お願いします。

○委員長（津田 修君） それでは、西秋市民安全課長、お願いします。

○市民安全課長（西秋 透君） ご質疑にご答弁いたします。

自主返納で70歳以上の方が免許証を返納するに当たりまして、1,100円ほど手数料がございますので、そちらについて補助をしているというものでございます。

以上です。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい、わかりました。

○委員長（津田 修君） ほか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第59号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第59号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決をされました。

以上で市民環境部所管の審査を終わります。ありがとうございます。

それでは、これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

執行部は退室をお願いします。大変ご苦労さまでございました。

[執行部退席]

○委員長（津田 修君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時29分